

<前文>

私たちのまち安城は、市民が主役の自治の実現を目指し、自治基本条例を制定しました。

市民が主役の自治の実現には、多くの市民が市政にかかわり、更に発展させる必要があります。まちづくりの主役である私たち市民一人ひとりが、自ら考え行動する市民として、責任と自覚を持って積極的に参加し、市民の持つ知識・経験・創造性を市政に反映することが大切です。そのため、市民がどのように参加できるかを決めておき、市政に関する情報や活動内容を簡単に知ることができることが重要です。また、市民と市長その他の執行機関がお互いの立場を理解し、尊重し、協力することが不可欠です。

このため、おとなも子どもも個人として尊重され、だれもが幸せに暮らし続けられるまちを目指して、市政への市民参加についての基本原則と具体的な手法を取りまとめ、ここに安城市市民参加条例を制定します。

【自治基本条例では】

（市民参加）第 14 条 市民参加の権利を保障するため、市長は別に条例で定めるところにより、適切かつ効果的と認められる市民参加の手法を用意します。

（市民参加と協働の原則）第 4 条 市民、議会及び市長その他の執行機関は、市民が主役の自治を実現するため、市民参加と協働によるまちづくりを進めます。

（定義）第 3 条 （３）市民参加 市の施策の企画立案、実施及び評価の各過程に市民が主体的にかかわり、行動することをいいます。（４）協働 市民、議会及び市長その他の執行機関がそれぞれの役割と責任のもとに連携し、補完し合いながら協力することをいいます。（５）まちづくり 市民が幸せに暮らし続けられるまちにしていくなための活動及び事業をいいます。

《備考》

・市民参加 個人と行政との関係性の概念。公共的な課題解決の主体は、あくまで行政であり、この行政の枠組みの中に市民が参加していくということ。

・協働 組織と組織との関係性の概念。課題解決という目的に向け、行政と市民組織が対等な関係で、共同していくということ。

【あんねっとでは】

本条例は、自治基本条例に基づいて定められる条例であり、その主旨は基本条例で既に述べられています。重複は避けるべきで、前文は不要との意見がありました。しかし、本条例は自治基本条例で定められた「市民が主役の自治の実現」を理念（掛け声）だけで終わらせるのではなく、実際に推し進めるための具体的な手段を規定するものです。その内容とともに、その主旨を広く市民の皆さんに理解して頂き、使いこなしていくことが「市民が主役の自治の実現」にとって極めて重要です。この条例があってはじめてその実現が担保されることを考えると前文は必要ではないかと考え、①これまでの経緯を説明し、②そのためには市民参加が必要なことを説き、最後に③条例制定の決意を述べる、という内容で表現してみました。あんねっととして、採否の最終判断をお願いします。又、目指すまちの姿がイメージしにくいいため、例えば「人と人とのきずなや関係、コミュニケーションが相互の信頼によって支えられ、それが個々人のアイデンティティに安らぎをもたらすことができる社会」などの文言を入れてはとの提案がありましたが、自治基本条例でまちづくりが定義されており、これ以上の踏み込んだ表現を前文として提案することはできませんでした。

1. 条例の目的

この条例は、安城市自治基本条例第14条に基づき、適切かつ効果的な市民参加の手法を具体的に定めることにより市民参加の権利を保障するとともに、市民が主役の自治の実現を図ることを目的とします。

【あんねっとでは】

自治基本条例の第14条（市民参加）の条文を受けた内容にするという意見が大勢でした。

2. 用語の定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

（１）市民 市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者（法人その他の団体を含みます。）をいいます。（自治基本条例に同じ）

（２）市長その他の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。（自治基本条例に同じ）

（３）市民参加 市の施策の企画立案、実施及び評価の各過程に市民が主体的にかかわり、行動することをいいます。（自治基本条例に同じ）

（４）まちづくり 市民が幸せに暮らし続けられるまちにしていくなための活動及び事業をいいます。（自治基本条例に同じ）

（５）コミュニティ 町内会、特定非営利活動法人、ボランティア団体その他の地域の課題に自ら取り組む団体をいいます。（自治基本条例に同じ）

【あんねっとでは】

自治基本条例で定義された用語は織り込まない。繰り返し出てこない用語は、出てきた箇所で説明し、用語の定義は設けないという意見がありました。しかし、自治基本条例で定められている用語であっても本条例で用いられている基本用語は記載しました。各項目の内容の合意が得られた後で、あんねっととしての最終判断をお願いします。

3. 市民参加の基本原則

3-1 市民は、平等に市民参加の機会が保障されます。

3-2 満20歳未満の青少年及び子どもは、年齢にふさわしい市民参加の機会が保障されます。

3-3 市民、市長その他の執行機関は、市政に関する情報をお互いに提供し、共有します。

3-4 市民、市長その他の執行機関は、相互の役割を理解し、尊重します。

【自治基本条例では】

（市民参加の権利）第7条 市民は、まちづくりの主体として、等しく市民参加することができます。

（情報共有の原則）第5条 市民、議会及び市長その他の執行機関は、まちづくりに関する情報をお互いに提供し、共有します。

【あんねっとでは】

幅広い市民参加、参加の公平性、市民の権利・自主性、市民の市政への参加、市と市民の関係、情報共有、市の役割などを反映してはとの意見がありました。一方、市民参加や情報共有は、自治基本条例に規定があり重複するため、本条例での記載は不要との意見や、基本原則は個別の条文で足りるという

意見がありました。満20歳未満の青少年及び子どもは、市民の中に含まれるため、特別な規定は不要との意見がある一方で、「7. 市民参加の方法」の項では子どもの市民参加の具体的な方法を定めてはとの意見がありました。現段階では、子どもの具体的な参加手段までの詳細を条例に定めることは時期尚早ですが、子どもにはその発達段階に応じた市民参加の機会を考慮する必要があること、この規定がないと結果として子どもの参加の機会が見過ごし、担保されない恐れがあることから基本原則として規定しました。市民参加に当たっては、市民、市長その他の執行機関の双方に、相互理解と相互尊重が必要であることから、市民参加や情報共有とともに規定しました。市の役割は「5. 市の責務」と「16. 推進・評価機関の設置」の項に反映しました。

4. 市民の責務

- 4-1 市民は、市政に関する関心を高め、市民参加に関して理解を深めるよう努めます。
- 4-2 市民は、自らの発言と行動に責任を持って自主的かつ積極的に市民参加するよう努めます。
- 4-3 市民は、市民全体の利益を考慮して市民参加するよう努めます。

【自治基本条例では】

- （市民の責務）第9条 市民は、まちづくりを推進するため、その担い手としての自覚と責任を持ちます。
- 2 市民は、権利の行使に当たっては、公共の福祉に反しないようにするとともに、次世代及び市の将来に配慮します。
- 4 市民は、良好な環境を次世代に引き継ぐ責任を持ちます。

【あんなえとでは】

市政への関心・理解、全体の利益・公共性、市民の責任、積極的な市民参加、尊重、協働と連携などの意見がありました。市と市民、市民相互の尊重は「3. 市民参加の基本原則」の項に反映しました。又、協働と連携に関しては、協働に関する指針に織り込むこととし、参加条例には反映しませんでした。

5. 市の責務

- 5-1 市長その他の執行機関は、市民の自主性を尊重し、市民参加の機会拡大のための具体的な措置を講じます。
- 5-2 市長その他の執行機関は、市民の意識の把握及び意見の聴取に努めます。
- 5-3 市長その他の執行機関は、市民自らがまちづくりについて考え、行動できるよう市政に関する情報を提供し、わかりやすい説明に努めます。
- 5-4 市長その他の執行機関は、市民参加への高い意欲と能力を持った職員を育成するとともに、市民参加にかかわる市民の育成に努めます。

【自治基本条例では】

- （市長等の責務）第12条 市長は、市の代表者として、自治体経営者の方針を明らかにし、その実現のため、誠実かつ公正に職務を遂行します。
- 2 市長その他の執行機関は、職員の指揮監督を適切に行い、職員の能力向上を図ります。
- （職員の責務）第13条 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚して、積極的にまちづくりを推進します。

2 職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、自発的に知識の習得その他能力の向上に取り組みます。

（知る権利）第6条 市民は、市政について、議会及び市長その他の執行機関が保有する情報を知ることができます。

（説明責任等）第24条 市長その他の執行機関は、施策の企画立案、実施及び評価の各過程において、その内容を市民に分かりやすく説明します。

2 議会及び市長その他の執行機関は、広く市民が必要とする情報について、わかりやすく迅速な提供に努めます。

3 議会及び市長その他の執行機関は、市民からの提案、意見、要望又は苦情に対しては、誠実かつ迅速に応答します。

【あんねっとでは】

参加の機会の提供、情報公開、説明責任、人・団体の育成、意見の尊重、結果の反映・公表などの意見がありました。意見の尊重は「3. 市民参加の原則」の項に、結果の反映・公表は「8. 意見・結果の取り扱い」の項で取り上げました。

6. 市民参加の対象

6-1 市民参加の対象となる事項（以下、対象事項といいます。）は、以下の通りです。

（1）市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限する条例の制定又は改廃

（2）市の基本構想、基本方針、その他の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更

（3）広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃

（4）市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更

6-2 市長その他の執行機関は、対象事項以外の事項であっても市民参加の対象とすることができます。

6-3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加の対象としないことができます。

（1）軽易なもの

（2）緊急に行わなければならないもの

（3）法令の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの

（4）市の機関内部の事務処理に関するもの

（5）市税の賦課徴収、その他金銭の徴収に関するもの

（6）前各号に掲げるものの他、これらに準ずるもの

6-4 市長その他の執行機関は、前項の規定により市民参加の対象としないものとしたことについて、その理由等を公表します。

【自治基本条例では】

（市政運営の基本）第20条 市長は、総合計画を定め、計画的な市政運営を行います。

3 市長は、市民のニーズに的確に対応した市政運営を行います。

（情報公開及び個人情報の保護）第25条 議会及び市長その他の執行機関は、市民の知る権利を尊重し、公正で開かれた市政を実現するため、市政に関する情報を積極的に公開します。

2 議会及び市長その他の執行機関は、個人の権利利益の保護に資するため、その保有する個人情報を適

正に保護します。

【あんなとでは】

市民参加の対象となる事項、市民参加の対象としないことができる事項、市民参加としない場合はその理由についての公表等の意見がありました。市民参加の対象となる事項としては、条例の制定・改廃、基本計画の策定と改正、公共施設の設置、市民生活に影響する義務や権利に関する内容という意見がありました。又、意見が採用されないときの理由の明示や理由が納得がいかなければ第三者機関に申し立てる等の意見がありました。

7. 市民参加の方法

7-1 市長その他の執行機関が市民参加を求める場合の市民参加の方法は、次に掲げるとおりです。ただし、法令等に特別の定めがある場合は、その手続によります。

（１）審議会等（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関及びこれに類するもので、その構成の全部又は一部に市民が含まれるものをいいます。）への付議

（２）パブリックコメント（市長その他の執行機関が施策の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表した上で、これに対する市民からの意見を求め、提出された意見を考慮し、意思決定を行うとともに、意見に対する考え方を公表する制度をいいます。）の実施

（３）市民説明会（市長その他の執行機関が施策の趣旨、目的、内容等に対しての説明を行い、これに対して市民と市長その他の執行機関及び市民同士の意見交換を目的とする集まりをいいます。）の開催

（４）ワークショップ（市長その他の執行機関が施策に対して複数の市民との一定の合意形成を図るために行う手法で、市民と市長その他の執行機関及び市民同士の自由な議論を目的とする集まりをいいます。）の実施

（５）市民政策提案制度（市長その他の執行機関が市民に政策の提案を求め、提案された内容を検討し、意思決定を行うとともに、提案に対する考え方を公表する制度をいいます。）の実施

（６）市民意向調査（市長その他の執行機関が施策に対して市民の意向を把握するための調査をいいます。）の実施

（７）前各号に掲げるもののほか、市長その他の執行機関が適当と認める方法

7-2 市長その他の執行機関は、対象事項の性質、影響及び関心度を考慮して、その結果を市長その他の執行機関の決定に生かすことができる時期に前項に定める方法のうちから、1 以上の適切な方法により行います。

7-3 前項の場合において、市長その他の執行機関は、多くの市民の意見を求める必要があると認めるときは、2 以上の市民参加の方法を併用するよう努めます。

【あんなとでは】

市民参加の方法として、審議会、パブリックコメント、意見交換会（ワークショップ）、説明会、市民政策提案を取り入れたいとの意見がありました。なお、パブリックコメント等の外来語は極力使用しないようにとの意見がありましたが、既に定着している用語は継続して使用することにしました。その他の方法として、学校で市民参加体験（子どもの参加）、市民学習会開催の中で抽出とか、「市民一人一事業、年 1 回参加する運動」の展開等の意見、適切な市民参加の方法の選択に関する意見がありました。又、審議会の委員に無作為抽出委員を設ける等の意見がありましたが、市民の自主性・自発性を尊重するという市長その他の執行機関の責務と相反するという意見がありました。

市民参加の方法として、市長への手紙やまちかど座談会、ご意見 BOX、フォーラム、イベント等の意見がありました。市民参加の新しい手法としての市民討議、プランニングツェレ等の意見もありましたが、安城市での経験がないため、今後の研究課題として調査研究と試行後、有効性が確認できた段階で条例化を考えることにしました。

8. 意見や結果の取り扱い

8-1 市長その他の執行機関は、市民参加で提出された意見や情報を総合的、多面的に検討します。

8-2 市長その他の執行機関は、提出された意見等の検討を終えたときは、速やかに提出された意見、情報、情報の検討過程及び検討結果を公表します。

8-3 市長その他の執行機関は、情報公開条例に定める非公開情報は公表しないことができます。

【あんねっとでは】

自治基本条例の条項に倣う、市の責務で規定すればいいという意見がある一方で、意見の集め方、意見の取り扱い、検討、公表、反映等を規定してはとの意見がありました。

9. 公表及び広聴の方法等

市長その他の執行機関は、市民参加手続に関する事項を公表するときは、次の方法によります。

- (1) 市役所担当窓口での供閲又は配布による公表
- (2) 市の広報誌掲載による公表
- (3) 市の公式ホームページ掲載による公表
- (4) その他、効果的に周知できる方法

【あんねっとでは】

自治基本条例や他の項目にあるからいらんという意見がある一方で、公表については、市窓口・施設の一角を利用、広報誌・回覧板を利用、インターネットを利用、マスメディアを利用、意見交換の場を設ける、ニーズを考慮して公表等の意見等がありました。一方、広聴は「7. 市民参加の方法」のアンケート（市民意向調査）等にあるため、規定の必要はないとの意見がありました。

10. 実施状況や予定の公表

市長その他の執行機関は、毎年度1回、市民参加の実施状況及び実施予定を取りまとめ、これを公表します。

【あんねっとでは】

「9. 公表及び広聴の方法等」の項に基づくという意見がある一方で、わかりやすく公表して欲しい、公表の頻度を規定して欲しいとの意見がありました。

1 1. 審議会等

11-1 市長その他の執行機関は、審議会等を構成する委員として選任できる者には、公募により選任された者を含めます。

11-2 市長その他の執行機関は、審議会の委員を選任するときは、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数及び他の審議会等の委員との兼職状況等に配慮し、市民の多数な意見が反映されるよう努めます。

11-3 市長その他の執行機関は、審議会等の委員を選任したときは、委員の氏名、選任の区分及び任期を公表します。

11-4 審議会等の会議は、公表します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができます。

- (1) 法令等の規定により公開しないとされている場合
- (2) 審議会の内容に非開示情報が含まれている場合
- (3) 会議を公開することにより、公平かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められた場合

11-5 市長その他の執行機関は、審議会等の会議を開催しようとするときは、あらかじめ会議の開催の日時、場所、傍聴等の手続について、公表するよう努めます。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合は、この限りではありません。

11-6 市長その他の執行機関は、審議会等の会議録を作成し、非開示情報を除き公表します。

【あんねっとでは】

委員構成、公開、反映等の内容を条文化したいとの意見がありました。委員構成では、選考する条件や構成委員、任期、募集の仕方等の意見がありました。又、行政側が筋書きを決めない、実施について勧告権を付与する、一人一意見で形骸化させない工夫、結果の反映方法を明示等の意見がありました。

1 2. パブリックコメント

12-1 市長その他の執行機関は、パブリックコメントにより意見を求めるときは、次に掲げる事項を事前に公表します。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 政策等の案を立案する際に整理した市長その他の執行機関の考え方
- (3) 市民が当該政策等の案を理解するために必要な関連資料

12-2 市長その他の執行機関は、政策等の案の公表の日から 1 月の期間を設けて、意見の提出を受けます。

12-3 意見を提出しようとする市民は、原則として住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、住所地、名称及び代表者の氏名）を明らかにします。

12-4 市長その他の執行機関は、提出された意見を考慮して、政策等の策定的意思を決定します。

12-5 市長その他の執行機関は、政策等の策定的意思を決定したときは、提出された意見の概要及びその修正内容を公表します。ただし、非開示情報に該当するものは除きます。

【あんねっとでは】

パブリックコメント手続の要綱に従う、「7. 市民参加の方法」の項に包含するという意見がある一方で、手続の仕方や公表・説明責任に関する意見、再意見を申述できる制度に、よりよくするための提案として、パブコメ+〇〇〇〇の合わせ技で補完、できるだけわかりやすい表現で、途中経過でもパブコメの実施、公開説明会と合わせて実施等の意見がありました。

1 3. 意見交換会（ワークショップ）・説明会等

（市民説明会）

13-1 市長その他の執行機関は、市民説明会を実施するときは次に掲げる事項を事前に公表します。

（１）課題 （２）開催日時 （３）開催場所 （４）その他必要と認める事項

（ワークショップ）

13-2 市長その他の執行機関は、ワークショップの開催にあたっては次に掲げる事項を事前に公表します。

（１）課題 （２）開催日時 （３）開催場所 （４）その他必要と認める事項

【あんねっとでは】

パブリックコメントだけで充分、細かく明記する必要はないという意見がある一方で、意見交換できる場は必要であり、意見交換会が開かれるようなルールを定めたい、わかりやすく参加したくなるような工夫をという意見がありました。

1 4. 市民政策提案手続

14-1 市長その他の執行機関が政策等の提案を求めようとするときは、提案を求める政策等の目的、提案できる範囲、提案方法その他提案に必要な事項を公表します。

14-2 市民は、市長その他の執行機関が実施する市民政策提案制度によるほか、対象事項の範囲において１０人以上の市民の連署をもってその代表者から市長その他の執行機関に対して自発的に政策を提案することができます。

14-3 市長その他の執行機関は、提案のあった政策等について総合的かつ多面的に検討し、検討結果及びその理由を提案した代表者に通知し、原則として公表します。必要に応じ、推進会議の意見を聴きます。

【あんねっとでは】

市議会を通して提案してはとか、審議会やパブリックコメントで充分という意見がある一方で、議会と市民レベルでは相違があるので、市が提案するケースだけでなく、市民からの自主提案を入れたいとの意見が４班中３班でありました。又、条例を簡単にしたいという意見がある一方で、提案者の条件や提案内容、結果等に関する内容も条文に入れるべきという意見があり、提案者の条件としては一人ではなく、１０人以上という意見も見られました。

15. その他の市民参加手続

（市民意向調査）

市長その他の執行機関は、市民意向調査を実施するときは、次に掲げる事項を事前に公表します。

（１）目的 （２）内容 （３）対象者 （４）その他必要と認める事項

【あんねっとでは】

項目として必要ないという意見がある一方で、より効果的な市民参加の方法があれば用いるようにしたいという意見や飲み食い・酒宴会で本音、グループ・サークル・生産組合等の参加のもとで出す、市民討議を年１回開く、まちかど座談会の内容改善等の意見がありました。

16. 推進・評価機関の設置

（推進・評価機関）

16-1 この条例に基づく市民参加を適切に推進するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として安城市市民参加推進会議（以下、推進会議といいます。）を設置します。

16-2 推進会議は、次に掲げる事項について市長の諮問に応じ、又は市長に意見を述べるために審議します。

（１）この条例の運用状況に関する事項

（２）この条例の見直しに関する事項

（３）前２号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関する事項

16-3 推進会議は、次に掲げる者のうち市長が委嘱し、又は任命する15人以内の委員で組織します。

（１）公募による市民

（２）コミュニティを代表する者

（３）学識経験を有する者

（４）その他市長その他の執行機関が認めた者

16-4 市長は、前項の規定による委員を委嘱する場合は、公募による委員を委員総数の５分の１以上となるよう努めます。

16-5 委員の任期は２年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間です。

16-6 委員は再任されることができます。

16-7 前各号に掲げるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

（推進計画）

16-8 市長その他の執行機関は、市民参加を総合的に推進するための計画（以下、市民参加推進計画といいます。）を定めます。

16-9 市長その他の執行機関は、市民参加の推進状況を踏まえ、５年を超えない期間ごとに、市民参加推進計画を見直します。

16-10 市長その他の執行機関は、市民参加推進計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表します。

16-11 市長その他の執行機関は、毎年度、市民参加計画に基づき講じる施策の実施計画及びその実施状況を推進会議に報告します。

【自治基本条例では】

（行政評価）第22条 市長その他の執行機関は、市政をより効果的に運営するため、行政評価を実施し、その結果を市政運営に反映させます。

2 行政評価の実施に当たっては、第三者機関による評価等を行い、客観性の確保に努めます。

【あんねっとでは】

改善につながるチェックをする、実効性をチェックする、市民参加を推進する等是非入れたいという意見が大勢でした。市民・行政・学識経験者、より多くの市民を、女性が1/2、利害関係のない人を等の委員構成に関する意見や再任には限度を定めるべきという意見がありました。

17. 条例の見直し

市長は、推進会議の答申を受け、社会情勢及び市民参加の状況に応じて、この条例の見直しを行います。

【あんねっとでは】

見直しの条項は必要との意見が大勢でした。見直し期間については、設けるという意見と設けないという両方の意見がありました。たたき台では、期間は設けず、推進会議の答申を受けて見直しするという案を提示しました。

18. 委任・経過措置等

18-1 市長は、この条例の施行に関し必要な事項を規則で定めます。

18-2 この条例の施行の日に、既に実施され、又は実施のための準備が進められており、正当な理由により市民参加を求めることが困難な場合は、この条例は適用しません。

【あんねっとでは】

委任・経過措置は、必要との意見が大勢でした。

19. その他

19-1 市長その他の執行機関は、市民参加を促進するため、市長その他の執行機関が設置する環境施設、福祉施設及び文化施設等で活動する市民ボランティアの育成に努めます。

19-2 市長その他の執行機関は、市民ボランティアの育成を図るため、専門知識を有するボランティアコーディネーターの各施設への配置に努めます。

【あんねっとでは】

市政の企画立案、実施及び評価の各過程の中で、市民が手軽に参加できる最も身近な活動は、公共施設におけるボランティア活動であり、公共施設でのボランティア活動を通して市政への関心を高め、自主的かつ自発的な市民参加が促進されることが期待できるとの意見がありました。市民参加に関する市民の責務はあくまで努力義務であって強制されるものではなく、自主性が尊重されなければなりません。その自主性を掘り起こすには、行政としての仕掛けが必要であり、最も効果的な仕掛けが公共施設ボランティアへの参加です。又、公共施設ボランティアが活躍するには専門スキルを備えたボランティアコーディネーターの存在が欠かせません。

以上